

# 入札・契約制度の適正化に向けて

—提 言 書—

平成23年2月

秦野市入札監視委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	入札監視委員会について	2
(1)	設置目的	2
(2)	審議の手続きとその内容	2
(3)	秦野市入札監視委員会の委員	3
(4)	入札監視委員会の開催状況	3
3	入札・契約制度改正の主な取組み	5
(1)	透明性の確保	5
(2)	公正な競争の促進	5
(3)	不正行為の排除	5
(4)	適正な施工の確保	5
(5)	その他	5
4	提言について	6
(1)	提言の趣旨及び方法	6
(2)	公正な競争の促進について	6
(3)	不正行為の排除について	14
(4)	適正な施工の確保について	15
(5)	その他	16
5	資料編	17
	〔入札監視委員会諸規定〕	17
(1)	秦野市入札監視委員会規則	17
(2)	秦野市入札監視委員会運営要領	18
	〔統計データ〕	20
(1)	登録業種別入札参加資格者数	20
(2)	工事の月別発注件数	20
(3)	所在地要件別発注率	21
(4)	多様な入札方式の実施状況（平成21年度）	21
(5)	工事成績の推移	21

## 1 はじめに

秦野市入札監視委員会は、平成19年4月に設置され、この2期4年の間に12回の審議を行ってまいりました。今回、2期目を終了するに当たり、これまで以上に公正性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために必要と思われる点について、委員会としての提言を行うことと致します。

本制度を全体として見た場合には、電子入札の導入や一般競争入札を本格的に実施するなど、透明性、公正性及び競争性の確保といった点において、概ね適正に入札が執行されており、一定の成果は上がっているものと評価することができますが、本委員会としては、秦野市がこの提言を踏まえ、引き続き改革に取り組み、今後も市民の皆さんから信頼される制度の構築に努められることを要望します。

平成23年2月7日

秦野市入札監視委員会  
委員長 石田清彦

## 2 入札監視委員会について

### (1) 設置目的

#### ア 背景と目的

秦野市入札監視委員会は、平成18年10月に秦野市において競売入札妨害事件が発生したことを契機として、平成19年4月に設置されました。その目的は、市長の附属機関及び第三者機関として、中立・公正な立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行い、その結果を市長に報告し、意見の具申を行うことにありました（秦野市「入札・契約制度改革について」（平成19年2月））。

#### イ 委員の構成

本委員会の委員5名は、公認会計士、税理士、弁護士、大学における法律学の研究者ですが、それぞれの専門知識を活用して、上記の目的を十分に達成することが期待できるとの理由で、本委員会の委員として選任され、現在に至っています。

### (2) 審議の手続きとその内容

#### ア 審議の手続き

本委員会委員の任期は秦野市入札監視委員会規則第5条で「2年」と定められていますが、5名全員が平成21年6月に再任されたことにより、この4年間で計12回の審議を行ってきました。手続面では、まず、審議案件の抽出に関して、秦野市入札監視委員会運営要領第4項、第6項及び第7項に基づき、発注工事等一覧表より各委員が抽出した審議希望案件の中から、500万円以上の高額案件であること、高落札率が存在していること、複数委員が指摘していること等を基準として、委員長が審議案件の抽出を行い、事務局がその審議に係る詳細な資料の準備を行いました。

#### イ 審議の内容

本委員会では、事務局から提出及び説明を受けた審議案件の工事・業務概要書及び入札調書に基づいて審議を行い、時には1件で1時間以上に及ぶこともありました。各案件の審議においては、各委員から事務局への多様な質問とそれに対する的確な説明・回答等に基づき、それぞれの内容及び秦野市でのその領域に関する事情等も踏まえて、入札参加者の業務範囲や立場・規模・関連性等一つ一つの詳細な部分にまで確認を行い、その案件に内在する問題点や秦野市の抱える課題を把握するとともに、改善策の検討も行っていました。その詳細は、秦野市のホームページに、「議事概要」として掲載されています。

(3) 秦野市入札監視委員会の委員

氏名	役職等	備考
荒川 裕美子	税理士・行政書士	
石島 洋一	公認会計士・税理士	
石田 清彦	大学教授・弁護士	委員長
内山 安夫	大学教授	
遠藤 秀幸	弁護士	

(4) 入札監視委員会の開催状況

	開催日	議事内容
第1期 第1回	平成19年 4月25日	①委嘱状交付式 ②委員長の選出 ③入札制度の概要説明
第2回	11月5日	①抽出案件の審議 (349件中15件を抽出) ②質問事項(市内の事業者数の把握、落札 辞退者の取扱い)
第3回	平成20年 2月4日	①抽出案件の審議 (123件中13件を抽出) ②質問事項(最低制限価格の適用、入札不 調案件の再発注)
第4回	6月2日	①抽出案件の審議 (168件中26件を抽出) ②質問事項(低入札と予定価格) ③平成20年度の入札・契約制度の改善事 項について
第5回	10月20日	①抽出案件の審議 (359件中28件を抽出) ②質問事項(物品の入札参加者数)
第6回	平成21年 1月26日	①抽出案件の審議 (161件中8件を抽出) ②質問事項(1者のみ参加の入札)

	開催日	議事内容
第2期 第1回	6月22日	①委嘱状交付式 ②抽出案件の審議 （248件中24件を抽出） ③平成21年度の入札・契約制度の改善事項について
第2回	10月5日	①前回の懸案事項（工事積算内訳書の確認）について ②抽出案件の審議 （212件中14件を抽出） ③関係諸団体からの入札制度の改善についての要望書について
第3回	平成22年 2月1日	①抽出案件の審議 （247件中19件を抽出） ②審議結果の総括のあり方について
第4回	6月21日	①抽出案件の審議 （186件中5件を抽出） ②クリーンセンター建設工事の入札について ③提言書の骨子（案）について
第5回	10月18日	①抽出案件の審議 （252件中7件を抽出） ②提言書（案）について
第6回	平成23年 2月7日	①抽出案件の審議 （130件中9件を抽出） ②提言書の最終案について

### 3 入札・契約制度改正の主な取組み

秦野市は、平成18年度以降、透明性、公正性及び競争性の高い入札・契約制度の確立を目指して、入札・契約制度の改正に取り組みました。その主な内容は次のとおりです。

#### (1) 透明性の確保

- ア 電子入札による一般競争入札の導入
  - (ア) 工事案件に一部導入（平成18年度）
  - (イ) 工事案件に全面的に導入（平成19年度）
  - (ウ) コンサル、一般委託及び物品の案件に導入を拡大（平成20年度）
- イ 予定価格の公表
  - (ア) 工事案件の予定価格を事前公表（平成18年度）
  - (イ) 一般委託及び物品の各案件の予定価格を事後公表（平成20年度）
- ウ 入札監視委員会の設置（平成19年度）
- エ 随意契約ガイドラインの策定（平成19年度）
- オ 1者特命随意契約の結果を公表（平成21年度）

#### (2) 公正な競争の促進

- ア 変動型最低制限価格の導入と見直し
  - (ア) 工事案件に導入（平成18年度）
  - (イ) コンサル、一般委託案件に導入を拡大（平成20年度）
  - (ウ) 低価格入札対策として、変動型最低制限価格の算出式を見直し（平成21年度）
- イ 委託、物品の発注標準の策定（平成20年度）

#### (3) 不正行為の排除

- ア 暴力等不正行為に関する競争入札の参加停止を追加（一般競争入札の参加停止等措置基準の改正）（平成19年度）
- イ 営業所の実態調査の実施（平成21年度）

#### (4) 適正な施工の確保

- ア 評価項目条件付き一般競争入札の導入
  - (ア) 「工事成績条件型」と「災害等協力型」を導入（平成20年度）
  - (イ) 工事成績条件型として、「平均点抽出型」「最高点抽出型」を導入（平成21年度）
- イ 総合評価一般競争入札の試行（平成20年度）

#### (5) その他

- ア 現場代理人常駐義務の緩和（平成20年度）
- イ 公共工事の前金払いの限度額を10分の3から10分の4に引き上げ（平成20年度）
- ウ 中間前金払制度の創設（平成21年度）

## 4 提言について

### (1) 提言の趣旨及び方法

#### ア 提言の趣旨

本委員会は、入札妨害の事実を確認し、それに対して適切な措置を講ずることを目的とするものではありません。秦野市入札監視委員会規則第2条に基づき、制度として認められた各種の一般競争入札における入札参加資格の設定や随意契約の執行等の正当性を審議し、その審議の過程において、入札・契約制度の適正化の観点から工夫、改善が求められる事項について提言を行うことを目的としています。

しかし、その提言を行うためには、審議対象とした各案件についての具体的な背景及び状況を正確に把握していくことが重要となります。それは例えば、対象となったある一般競争入札の案件において、なぜそれらの者が入札に参加したのか、なぜ入札の辞退者が生ずるのか、なぜそれぞれの参加者はその入札金額を提示したのか、落札者はどのような立場の者か、そしてなぜ結果としてそのような落札率となったのか、更には類似の案件について落札者及び落札率はどのようになっているのか、ということ等についてですが、そこでの入札参加申請者若しくは応札者の内心の意思というものが確認できない以上、具体的な背景や状況を正確に把握することは困難といえます。

秦野市では、前第3項に示すとおり、入札制度の様々な改正を行いながら、透明性、公正性及び競争性を確保するよう促進していますが、入札参加資格要件や落札率等の客観的な事実や統計上のデータから、入札等の適正性が十分に確保できているか判断することの困難な案件も見受けられ、そうした案件を契機として、現行制度の問題点や改善の方向について検討を重ねてまいりました。

#### イ 提言の方法

そこで、本委員会では、提供されたこれらの客観的な事実や、データから読み取ることのできる事実を中心として提言を行います。また、本来であれば、委員全員の意見の一致を見た部分についてのみ提言を行うべきとも考えられますが、この4年間の議論の中で、各委員が様々な見解、しかもそのそれぞれが適切な根拠に基づいた説得力のある見解を持っていることも明らかになりました。本提言では、そのような事情も踏まえ、各委員の意見を集約できるものは集約したうえで、委員各個人の見解としても示すこととしました。以下に項目ごとに整理して提言内容を掲げます。

### (2) 公正な競争の促進について

#### ア 適正な競争に必要な入札参加者数の確保(所在地要件の設定)について

秦野市では、入札参加資格について、予定価格に基づく標準的な入札参加適格者数を定め、これを満たす所在地要件を設定し、一定の競争性



を確保した上で、地域経済の活性化、雇用の確保、産業の育成を図るため、市内事業者への優先発注の方針を執っています。しかし、一部の委託業務等においては入札参加者が固定し、また入札参加資格者数と実際の入札参加者数に乖離のあるものがあり、入札参加者数と落札率を合わせてみたときに、適正な競争が行われているか疑問に感じたことがありました。

工事内容や発注種目によって違いがあるので、一概に落札率が高いからといって適正な競争がされていないとは言えませんが、県内市町村の同種の落札率等を参考にしつつ、例えば、3年続けて高落札率であるような種目や入札参加者数が少ない状態が一定期間継続するような種目については、実態を良く分析し、その結果によっては、所在地要件を緩和するなどの措置を検討する必要があります。

市内事業者への優先発注という方針と対立する可能性があります、同様の問題は近隣市にも存在すると思われるので、相互に所在地要件を拡げるなどの協力関係を築くことも一案です。

#### <一般委託、物品発注の標準条件>

##### 標準入札参加適格者数

区分	予 定 価 格	適格者数
a	1 0 0 万円未満	3 者
b	3 0 0 万円未満	5 者
c	5 0 0 万円未満	1 0 者
d	1 0 0 0 万円未満	2 0 者
e	1 0 0 0 万円以上	4 0 者

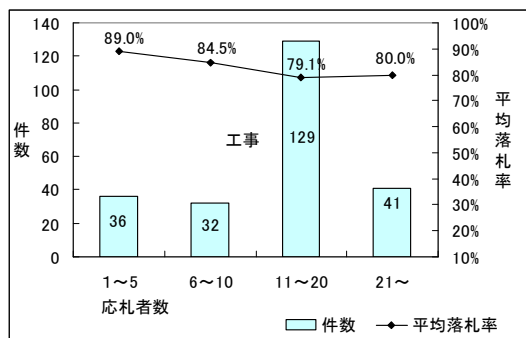
##### 所在地要件

区分	所 在 地 要 件
A	市内本店
B	市内本店又は受任者
C	市内本店又は受任者又は近隣市町※本店
D	市内又は近隣市町の本店又は受任者
E	県内本店又は受任者
F	県内又は都内本店又は受任者
G	制限なし

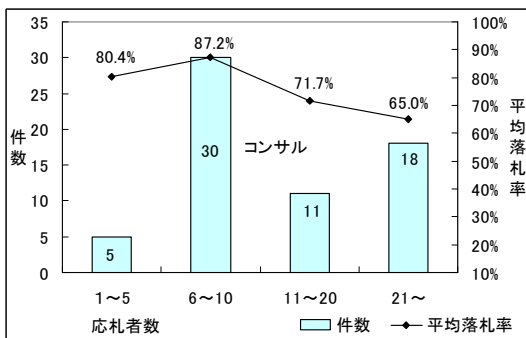
※ 厚木市、伊勢原市、平塚市、中井町、大井町及び松田町

<入札参加者数別落札率（平成21年度）>

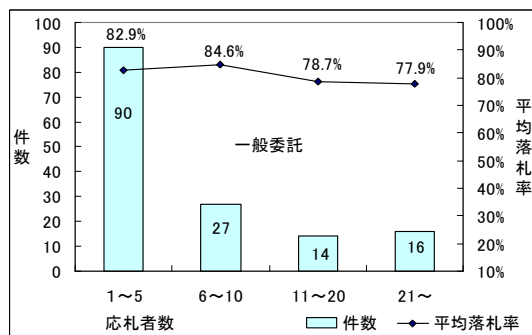
a 工事



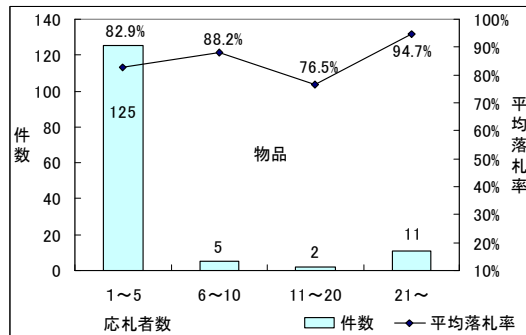
b コンサル



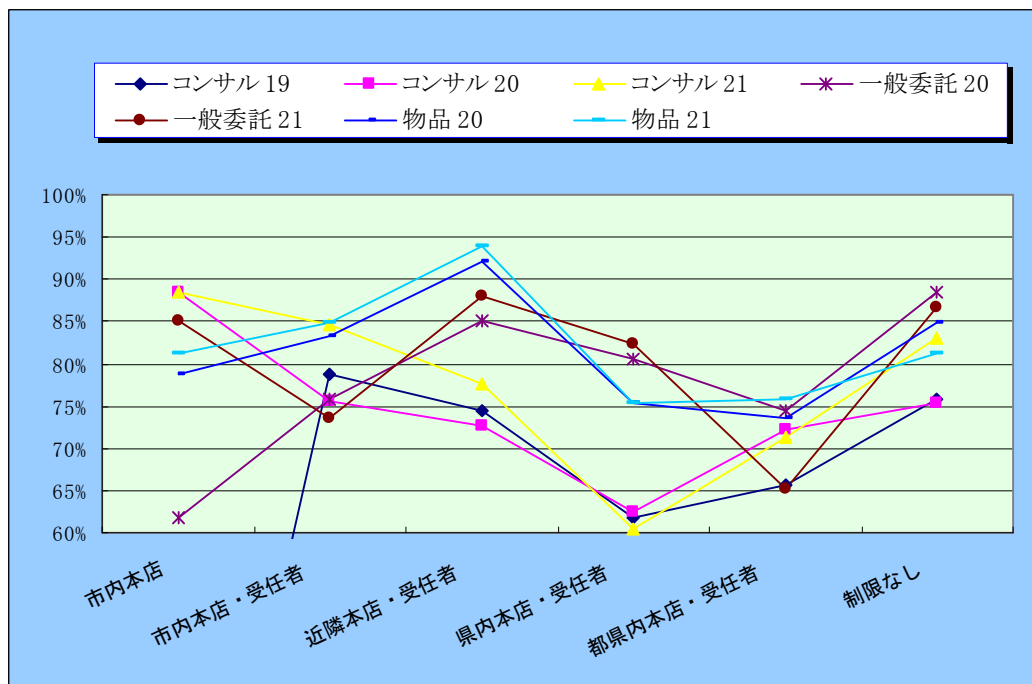
c 一般委託



d 物品



<所在地要件別落札率（平成19年度～21年度）>



<一般競争入札営業種目別発注件数及び落札率>

営業種目	年度別発注件数				年度別平均落札率			
	19	20	21	22	19	20	21	22
土木工事	131	142	106	59	77.4%	79.0%	79.7%	77.0%
建築工事	24	37	22	11	90.0%	88.7%	85.9%	83.6%
とび、土工、コンクリート	3	8	3	1	75.8%	70.6%	69.3%	67.8%
電気工事	20	17	17	9	90.6%	92.7%	85.5%	79.9%
管工事	5	8	12	8	77.6%	79.9%	83.7%	80.0%
ほ装工事	11	19	24	19	82.2%	77.1%	79.3%	77.7%
塗装工事	5	8	11	3	82.9%	81.0%	86.0%	83.0%
造園工事	6	7	6	2	78.4%	72.1%	81.5%	81.0%
水道施設工事	16	12	24	12	73.8%	77.7%	81.7%	81.5%
その他の工種	18	17	13	9	88.0%	80.3%	84.2%	85.3%
<b>工事全体</b>	<b>239</b>	<b>275</b>	<b>238</b>	<b>133</b>	<b>80.7%</b>	<b>80.7%</b>	<b>81.5%</b>	<b>79.1%</b>

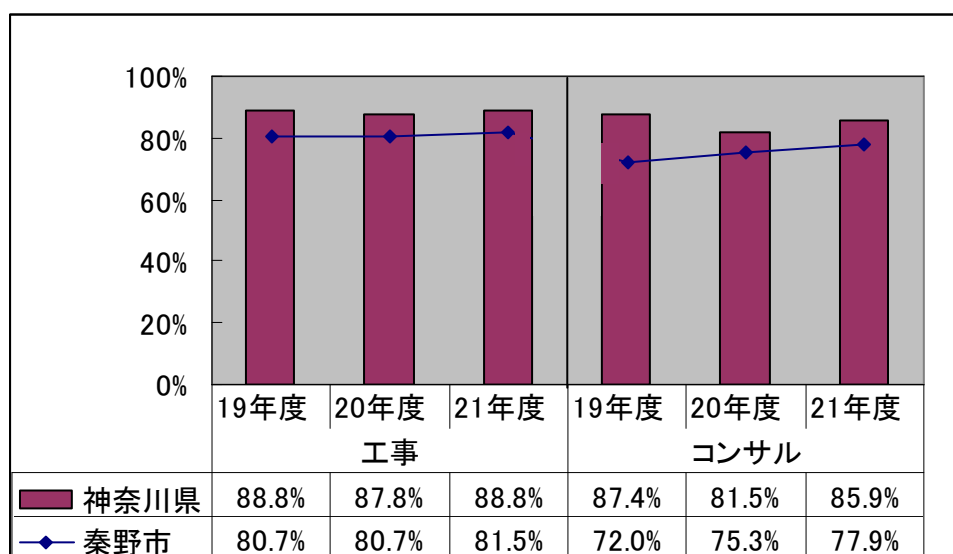
建築設計	1	5	4	9	45.5%	82.8%	62.1%	61.6%
測量	22	36	38	11	78.3%	84.7%	86.3%	87.3%
道路	3	4	3	1	75.4%	74.7%	85.5%	91.7%
上水道及び工業用水道	3	4	2	0	64.0%	70.4%	68.6%	
下水道	5	7	5	3	51.3%	45.8%	46.7%	34.9%
都市計画及び地方計画	6	10	5	6	74.9%	71.2%	86.2%	86.9%
その他の営業種目	2	6	7	1	66.3%	57.6%	57.2%	54.6%
<b>コンサル全体</b>	<b>42</b>	<b>72</b>	<b>64</b>	<b>31</b>	<b>72.0%</b>	<b>75.3%</b>	<b>77.9%</b>	<b>73.8%</b>

庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃請負		15	17	25		83.9%	86.3%	83.7%
清掃請負（庁舎外）		7	5	1		91.5%	89.8%	96.8%
廃棄物処理の請負		8	5	4		74.4%	84.8%	85.2%
運搬・保管の請負		5	4	3		89.8%	87.7%	89.5%
総合建物管理の委託		4	3	2		92.3%	91.7%	81.9%
建物設備保守管理委託		5	4	4		88.3%	88.1%	82.4%
警備・受付の委託		2	10	9		71.1%	58.3%	67.8%
消防施設保守管理委託		5	5	5		63.7%	57.4%	80.9%
エレベーター保守管理委託		2	3	9		74.6%	85.2%	87.2%
検査業務委託		6	7	7		82.5%	80.9%	83.1%
森林整備業務の請負		5	6	3		94.9%	90.1%	80.2%
樹木保護管理の委託		27	24	18		55.2%	82.6%	65.4%
その他の営業種目		59	54	45		81.0%	84.5%	84.6%
<b>一般委託全体</b>		<b>150</b>	<b>147</b>	<b>134</b>		<b>77.3%</b>	<b>82.3%</b>	<b>80.6%</b>

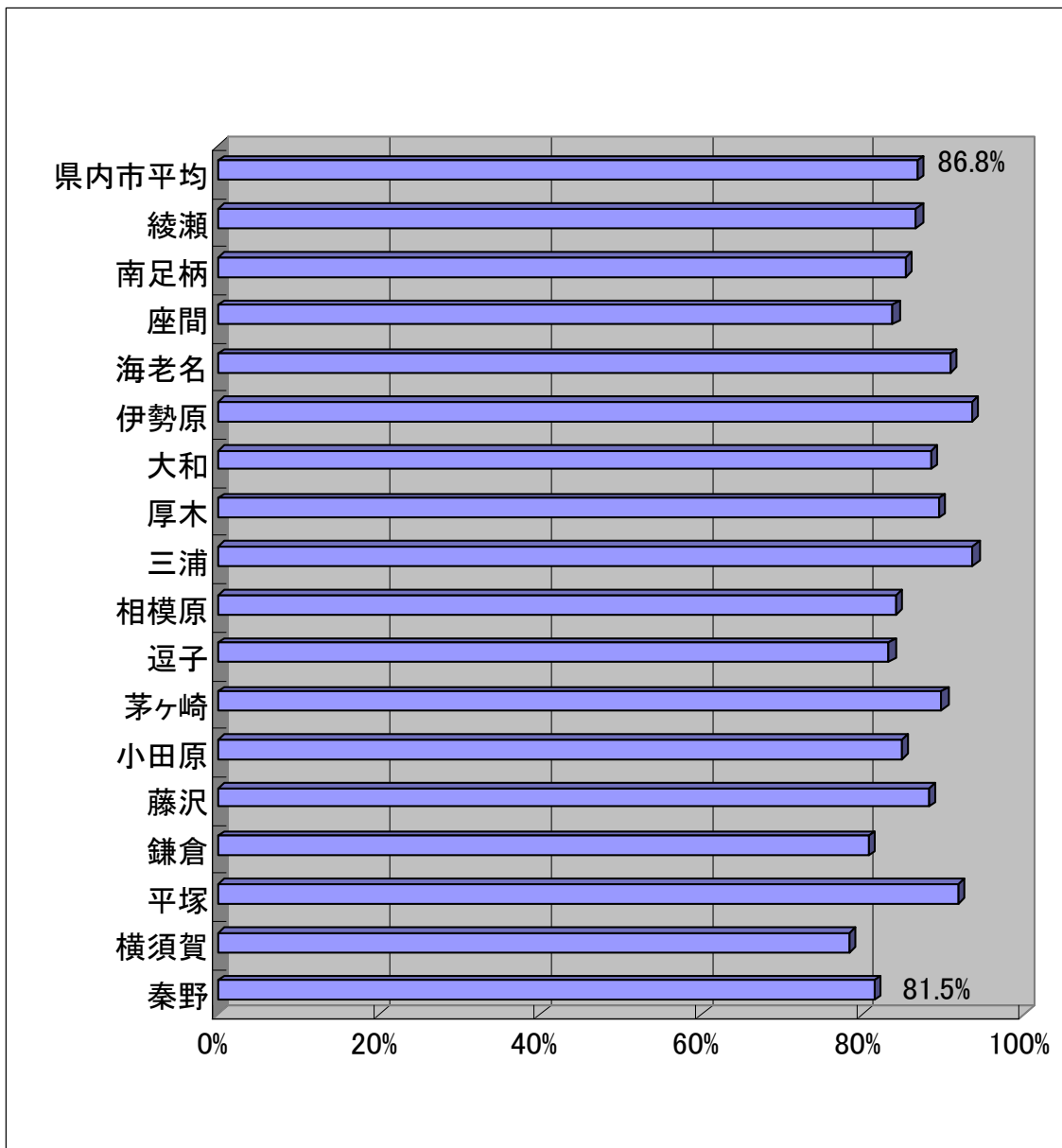
営業種目	年度別発注件数				年度別平均落札率			
	19	20	21	22	19	20	21	22
オフセット印刷		9	5	1		61.6%	66.0%	78.7%
フォーム印刷		1	1	1		89.1%	87.7%	84.4%
事務機器		2	1	1		65.3%	84.2%	83.2%
什器		2	5			90.3%	81.1%	
紙		2	2	3		70.5%	66.3%	68.1%
自動車		15	14	6		79.9%	80.8%	80.4%
縫製品		3	5	2		89.7%	93.1%	97.0%
金物雑貨		4	5	5		81.1%	92.5%	76.2%
家庭用電気機器		1	15	1		64.2%	70.7%	65.1%
消防防災用品		3	4	3		91.2%	83.1%	85.8%
医療用薬品・衛生材料		7	8	7		85.2%	84.7%	88.8%
産業用薬品		7	7	7		95.4%	89.5%	92.8%
物件の借入れ		14	24	17		86.1%	80.0%	78.7%
その他の営業種目		25	45	18		76.1%	84.3%	78.9%
<b>物 品 全 体</b>		<b>95</b>	<b>141</b>	<b>72</b>		<b>80.0%</b>	<b>81.6%</b>	<b>81.4%</b>

※ 22年度は、22年末日までの発注件数

### <神奈川県及び秦野市の工事・コンサルの落札率の推移>



< 県内各市工事落札率（平成 21 年度） >



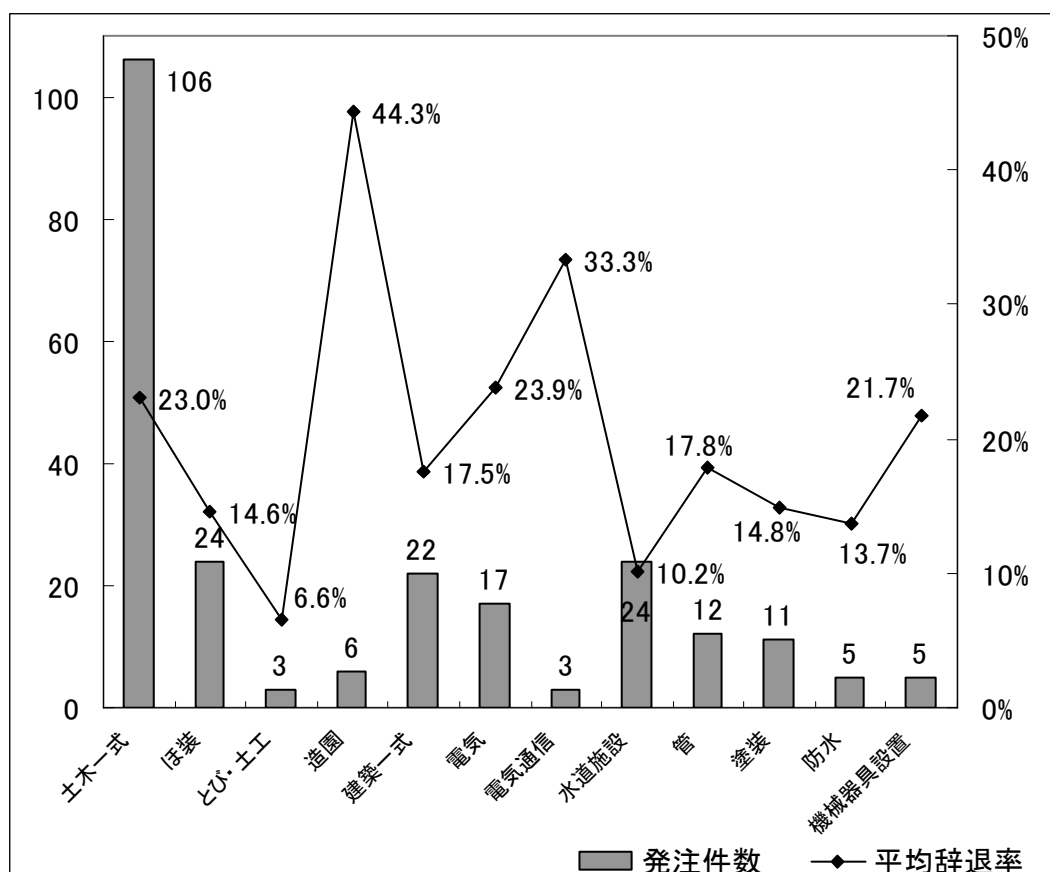
イ 発注が同時期に集中することの防止について

入札が時期的に集中し、同様の工事案件などを同時に多く発注すると、技術者の不足等から入札参加者が少なかったり、辞退者も発生します。学校の改修工事のように夏休み中に工事を完了するなど発注時期に制限があるものもありますが、できるだけ数多くの入札参加資格者に参加してもらえるよう、場合によっては、発注時期における応札可能業者の数を予測して、入札参加条件を調整するなどの工夫も必要と考えます。また、一定の質を確保する点からも、発注は集中しすぎないようにすべきです。

<土木・ほ装工事における同日公告件数（平成21年度）>

公告日	公告件数	公告日	公告件数
4月8日	6	9月2日	3
4月15日	1	9月16日	5
4月22日	4	9月30日	14
5月13日	12	10月14日	7
5月27日	10	10月28日	6
6月10日	6	11月4日	0
6月24日	10	11月11日	8
7月8日	10	11月25日	2
7月22日	1	12月9日	11
8月5日	5	1月13日	3
8月19日	4	1月27日	0
8月26日	2		

<工事の一件当たりの入札辞退率（平成21年度）>



ウ 予定価格に関すること

(ア) 予定価格の妥当性について

工事案件において、案件数は少ないのですが、予定価格が公表され

ているにも関わらず、予定価格を超える金額での入札が1者に限らず行われる場合があります。これは予定価格に対する不満と考えられることから積算をする場合には万全の注意が必要です。

### <予定価格を超える金額での入札が2者以上あった案件>

#### a 平成19年度消防本署トイレ改修等工事

参加者	辞退者	予定価格超入札者	入札率の平均	入札結果
8	6	2	11.4%	不調

※ 設計を見直したうえ、「平成19年度消防本署トイレ改修等工事（その2）」として再公告し、落札となった。

#### b 平成20年度渋沢保育園プール等改修工事

参加者	辞退者	予定価格超入札者	入札率の平均	入札結果
9	2	2	99.3%	落札

#### (イ) 予定価格の事前公表について

漏洩のリスクを避けるための予定価格の事前公表については、成果もあり当初の目的は果たしていると思います。しかし、その一方で、予定価格に極めて近い不自然と感じられる入札金額もあり、結果として最低制限価格が上昇し、落札率を吊り上げているような案件があります。こうした状況を改善する方策を検討する必要があります。

### <予定価格に近い入札※がある案件と落札率（平成21年度）>

営業種目	予定価格に近い入札がある案件		予定価格に近い入札がない案件	
	件数	落札率平均	件数	落札率平均
土木一式	41	81.4%	65	78.6%
ほ装	14	79.7%	10	78.8%
建築一式	11	86.5%	11	85.4%
電気	10	90.5%	7	78.3%
水道施設	24	81.7%	0	—

※予定価格の98%以上の入札

## エ 特命随意契約に関すること

#### (ア) 民間工事等に付随する工事について

民間事業者が発注する工事等に付随して公共工事の特命随意契約で執行する合理性は十分理解できます。この場合に納得条件として公共

工事単独で執行した場合との差額など、資料を確認できることが望ましいと考えます。

＜同一箇所施工工事の特命随意契約の件数＞

年 度	件 数
平成 2 0 年度	1 6
平成 2 1 年度	1 0

(イ) 予定価格のチェックについて

特命随意契約は、随意契約ガイドラインに基づき適正に行われていますが、落札率が高くなる傾向にありますので、積算がしっかりしていることが前提となります。したがって、予定価格のチェックシステムが必要であり、複数人によるチェックを行い予定価格の精度を高めるべきだと考えます。

(3) 不正行為の排除について

秦野市では、法令違反、重大な事故等に該当した事業者に対し、契約後には契約解除や損害賠償請求、あるいは入札の参加停止の措置をとっています。このほかに市内にある営業所が入札参加資格要件を満たすかどうかの判定をする実態調査を平成 2 1 年度から開始し、不良・不適格業者の排除に努めています。

しかし、こうした取り組みのほかに、コンサルの入札においては、非常に低い落札率の事例が散見されますので、予定価格が妥当なものであるならば、当該落札金額で適正に業務が履行できたのか否かということについて、しっかりと追跡調査をしておく必要があります。同時に、当該落札金額でどのように適正な履行を実現したのかということについても、可能な限り調査しておく必要があると考えます。

また、今日の厳しい経済環境の中、経営状況の不安定な事業者が公共工事等に参入することも懸念されますので、注意が必要です。

＜入札参加停止業者数＞

年 度	独禁法 違反	死亡・ 損害事故	その他	計	うち市内 業者
平成 1 9 年度	1 1 8	1	3	1 2 2	( 3 )
平成 2 0 年度	3 0		2	3 2	( 2 )
平成 2 1 年度	5		3	8	( 2 )
平成 2 2 年度	2 1	1	2	2 4	( 0 )

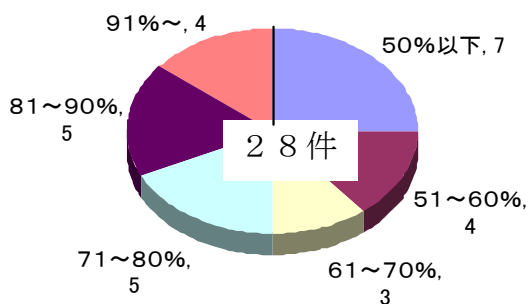
※ 平成 2 2 年度は、平成 2 2 年末現在の件数



<営業所実態調査の概要>

年 度	調 査 種 別	実 施 数	備 考
平成 2 1 年度	アンケート	1,248	看板設置、従業員常駐義務等確認
	訪問調査	10	現地確認、指導
平成 2 2 年度	新規・変更業者調査	3	現地確認

<コンサルの落札率別件数（平成 2 1 年度）>



(4) 適正な施工の確保について

ア 総合評価方式の推進について

秦野市では、工事品質の確保、不良・不適格業者の排除、事業者の技術力の向上等を目的として、平成 2 0 年度から価格のみでなく事業者の技術力を併せて総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を試行しています。工事成績などに効果も現れていますので、今後は、評価項目や評点等の必要な見直しを図りながら、継続して実施していただきたいと考えます。

<総合評価方式の発注件数>

年 度	土木・ほ装	建築	その他	計	工 事 成 績	
					総合評価	工事全体
2 0 年度	1			1	79.0	69.4
2 1 年度	2	1		3	74.3	70.6
2 2 年度	2	1	4	7	—	—

※平成 2 2 年度の工事については、現在施工中。

<平成 2 0 年度発注工事>

- ① 市道 2 3 号線道路舗装工事

<平成 2 1 年度発注工事>

- ① 第 1 号公共下水道大根第 1 0 - 1 雨水幹線整備工事  
 ② 市道 3 7 1 号線側溝整備工事

③ 中央運動公園陸上競技場本部席屋根等改修工事

**<平成22年度発注工事>**

- ① 市道78号線歩道設置並びにガードレール設置及び道路補修並びに柳川鍛冶畑配水管改良工事
- ② 第1号公共下水道水無第6雨水幹線整備工事（第1工区）
- ③ 本庁舎食堂改修工事
- ④ 図書館放送設備等改修工事
- ⑤ 図書館池噴水設備更新工事
- ⑥ 中央運動公園野球場塗装工事
- ⑦ 南矢名小南配水管改良工事

**(5) その他**

**ア 電子入札について**

平成18年度に電子入札による入札方法を導入してから4年が経過しましたが、今なお、電子化に乗り遅れているが故に入札に参加ができない事業者もあると思います。また、新しい事業者が市内に本店を構えて業務を開始することもあります。入札参加者の増、ひいては、適正な競争性を確保する上でも、経常的に電子入札の講習会などを開催することも必要と考えます。

## 5 資料編

### 〔入札監視委員会諸規定〕

#### (1) 秦野市入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置された秦野市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員会の権限等)

第2条 委員会は、市長に対して、本市が執行する入札及び契約に関する事務（以下「入札等事務」という。）の運用及び改善に関する報告を求めることができる。この場合において、市長は、これを拒むことができない。

2 委員会は、一般競争入札における入札参加資格の設定、指名競争入札における指名、随意契約の執行等について、それらの正当性を審議することができる。

3 委員会は、入札等事務に係る苦情に対して行われた本市の説明に対し、不服があるとして再度苦情が申し立てられたとき、その経緯及び内容についての適正を審議することができる。

4 委員会は、前2項に規定するもののほか、入札等事務に関して市長が必要と認める事項について、審議することができる。

(意見の提言)

第3条 委員会は、前条第2項から第4項までの規定による審議の結果を市長に報告し、又は意見を提言することができる。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のために必要な処置をとらなければならない。

(委員)

第4条 委員会は、5名の委員により組織する。

2 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験又は識見に優れている者であること。

(2) 人格に優れていること。

(3) 公正中立の立場を堅持できること。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に直接関係のある審議に参加することができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月2日から施行する。

## (2) 秦野市入札監視委員会運営要領

平成19年4月25日  
秦野市入札監視委員会決定

(趣旨)

1 この要領は、秦野市入札監視委員会規則（平成19年秦野市規則第17号。以下「規則」という。）第11条に基づき、秦野市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(報告対象)

2 規則第2条第1項に定める報告の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 財務部契約課で手続きを行った工事、コンサル、一般委託及び物品等の入札及び随意契約
- (2) 入札及び契約に関する制度等の変更に関する内容及び関係規定等
- (3) 一般競争入札の参加停止及び指名停止措置等の状況
- (4) 入札等事務に係る苦情の状況
- (5) その他委員会が報告を求めた事項

(報告方法)

3 規則第2条第1項に定める入札及び契約の運用及び改善に関する報告は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 発注工事等総括表
  - (2) 発注工事等一覧表
  - (3) 一般競争入札の参加停止及び指名停止等一覧表
  - (4) 入札及び契約制度変更一覧表
  - (5) 入札及び契約制度関係規定
  - (6) 苦情の状況一覧表  
(審議対象)
- 4 規則第2条第2項の審議は、委員会が抽出した契約案件を対象とする。
  - 5 規則第2条第3項及び同条第4項の審議は、市長から提出された書類により行うものとする。  
(審議対象案件の抽出)
  - 6 第4項の規定による抽出は、発注工事等一覧表の中から行うものとする。
  - 7 委員会は、第4項の規定による抽出をあらかじめ指定した委員に委任することができる。
  - 8 審議対象案件の抽出は、その案件の審議を行おうとする会議開催のおおむね30日前までに任意の方法により行うものとする。  
(審議対象案件の説明)
  - 9 審議対象案件の説明は、財務部契約課長が審議対象案件説明書により行うものとする。ただし、必要に応じ工事等主管課長が行うことができる。  
(委員の氏名等の公表)
  - 10 委員会委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
  - 11 会議録は摘録とし、内容について委員長の確認を得た後、速やかに公表するものとする。

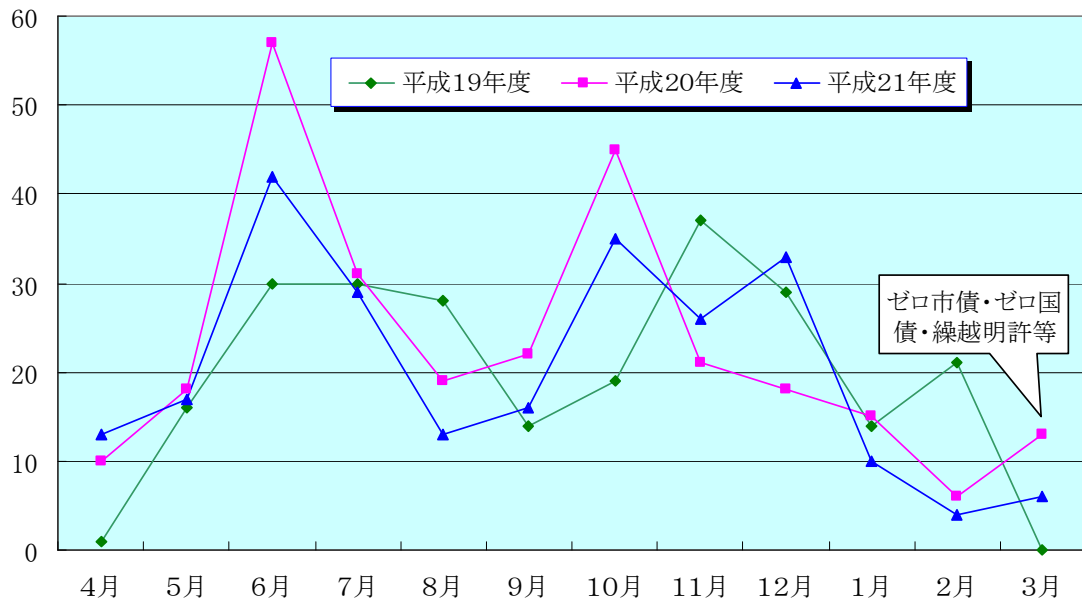
〔統計データ〕

(1) 登録業種別入札参加資格者数

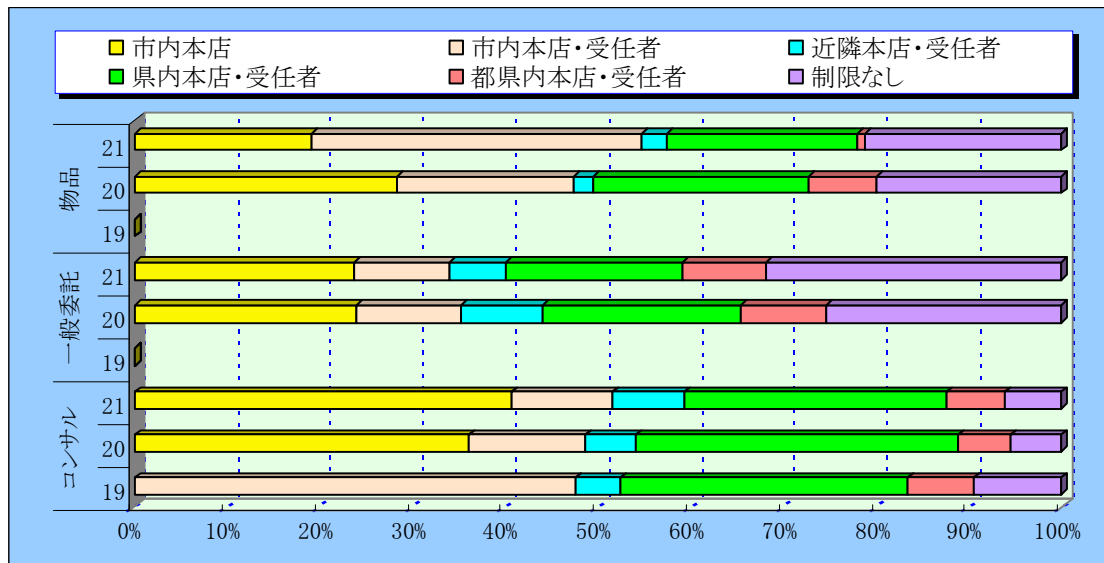
名簿年度	平成19・20年度				平成21・22年度			
	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
区分	全体	市内	全体	市内	全体	市内	全体	市内
工事	1,565	139	1,706	142	1,559	124	1,702	131
コンサル	758	11	823	12	825	12	898	12
一般委託	2,094	72	2,403	85	2,379	80	2,779	89
物件	1,456	81	1,676	89	1,621	70	1,887	75

※資格者数は、各認定年の4月1日時点の数

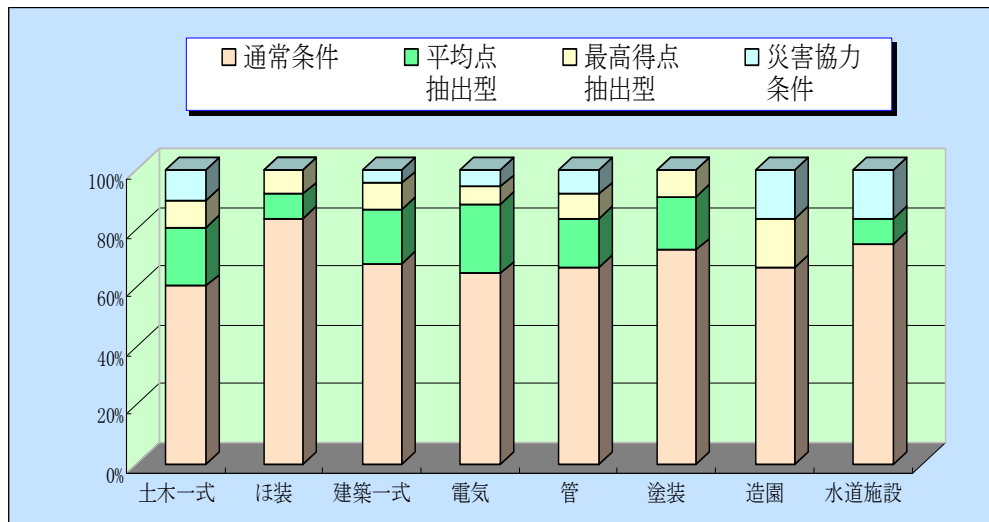
(2) 工事の月別発注件数



(3) 所在地要件別発注率



(4) 多様な入札方式の実施状況 (平成21年度)



(5) 工事成績の推移

検査年 営業種目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	全体
土木一式・ほ装	66.91	67.92	69.13	70.95	68.72
建築一式	68.03	69.80	70.78	70.48	69.80
電気	68.80	71.15	70.14	71.00	70.40
管	67.00	71.43	69.17	69.40	69.05
塗装	69.40	68.33	70.00	69.50	69.27
造園	66.30	66.17	69.25	69.75	67.68
水道施設	66.13	67.17	68.00	69.77	67.56
全体	67.07	68.33	69.35	70.55	68.82